

「いじめ防止対策推進法」(以後、いじめ防止法)は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対応に対する国の基本方針として平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された。これを受けて、本校においても以下のようにいじめの問題に対する基本的な考え方及び具体的対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、いじめはいかなる理由があっても許されるべきではない(いじめ防止法第一条)。しかしながら、その一方で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」状況であるとの認識に立つ。

本校では、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。(いじめ防止法第三条、第八条)

(2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止法第二条)

(3) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) 具体的方針

- ①学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ②学校が一丸となって「学校いじめ防止プログラム」に基づき組織的に対応し、いじめの防止、早期発見・早期対応に努める。そのために特別な対応組織を編成し、いじめの防止・早期発見を計画的・継続的に推進する。
- ③すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認知しながらこれを放置することのないように、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは絶対に許されない行為である」という意識を教育活動全体を通じて生徒一人一人に徹底する。
- ④生徒にいじめ防止の重要性に関する理解を深めさせるための啓発その他必要な措置を講ずるとともに、生徒が主体的に行ういじめ未然防止活動を支援する。

- ⑤いじめを許さない学校づくり、学級づくりを推進し、「早期発見・事案対策マニュアル」等を利用した職員研修を行い、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ⑥いじめが疑われる場合は速やかに事実確認を行い、適切な対応を組織的に行う。
- ⑦当事者同士の話し合いができていじめが解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。
- ⑧重大事態に対しては、県教育委員会・地域担当生徒指導主事に報告し、その指示・判断のもと適切かつ迅速に対応するよう努め、必要に応じて所轄警察署に通報し、援助を求める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

[組織の名称] いじめ防止対策委員会

[組織の構成員]

学校関係者（校長・教頭・生徒指導部長・教務主任・特別活動部長・学年主任・教育相談担当）

第三者（弁護士・臨床心理士・PTA代表・地域住民代表）

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うこと(平時の対応)を目的として、この委員会を組織する。
- ・委員長は校長が務め、主務は生徒指導部長が務める。
- ・年2回(原則として4月と2月)に委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。(PDCA サイクル)

(2) 学校全体及び各分掌の取組

[学校全体]

- ・教育活動全体を通じて、すべての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・地域貢献やボランティア活動等、生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み状況を学校評価に位置付ける。

[生徒指導部]

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「生活実態調査」を実施し、状況を把握する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・いじめに対する通報及び相談を受け付ける体制を確立し、生徒及び保護者に周知徹底する。
- ・教育相談体制を整え、いじめの被害を受ける生徒が出た場合、そのケアに当たる。
- ・人権に関する啓発活動を継続的に行い、人権意識の高揚を図る。
- ・HR活動を支援することで、生徒間のコミュニケーション力の育成を図る。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に行う。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・必要に応じて警察等、外部機関との連携を図る。

〔教務部〕

- ・授業規律を整えるとともに、生徒理解に徹し、生徒個々の能力に応じた学力の伸長を図る。
- ・生徒の主体的な取り組みを重視した授業展開を心がけ、授業改善に努める。
- ・授業中の生徒観察に努め、学年会・生徒理解会議等で情報交換を行う。

〔進路指導部〕

- ・一人一人の生徒が自らの生き方について主体的に考え、よりよく生きる力を身につけることを支援する。
- ・学習習慣を確立させ、基礎学力の定着を図り、進路目標の実現に向け目的意識を持って取り組ませる。
- ・インターンシップや各種進路ガイダンス等により、望ましい職業観・勤労観を育成する。

〔特活指導部〕

- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を構築させ、お互いが思いやり高め合う関係を育成する。

〔渉外部〕

- ・保護者に対していじめに対する啓発を行い、保護者としてのいじめ防止に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について学校と保護者が協力して取り組むよう連携体制を確立する。

(3) いじめ防止年間プログラム

月	行 事	目 的	取 組 内 容
4	始業式・入学式 第1回校内いじめ防止職員研修 教育相談週間 クレペリン検査	・いじめ未然防止の理念の周知 ・いじめの未然防止と対応の確認 ・新年度にあたり職員へ周知徹底	・いじめ防止に関する講話 ・いじめ防止の年間の取組についての検討 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・心理検査による生徒の状況把握
5	情報モラル講話 交通安全講話 クレペリン研修会	・インターネットの安全な利用の推進 ・交通ルール順守の推進 ・職員の資質向上	・SNSの適切な使用で安心・安全な生活を送る。 ・危険予知による交通安全で安心・安全な生活を送る。 ・クレペリン検査に関する研修
6	第2回校内いじめ防止職員研修 第1回いじめ防止対策委員会	・情報共有 ・外部専門家、保護者、地域住民との連携	・クレペリン検査を参考にした研修会
7	第1回校内生活実態調査(全学年) 第1回県いじめ調査三者面談	・いじめの早期発見、迷惑行為の予防 ・外部専門家、保護者、地域住民との連携	・いじめ、迷惑調査 ・4～7月分について調査・報告 ・家庭生活の状況確認
9	第3回校内いじめ防止職員研修	・長期休暇明けの生徒の変化等の早期発見	・夏季休業明けの生徒情報交換会 ・本校の実態を踏まえ、全職員の共通理解

	教育相談職員研修会	・生徒情報についての共有	を深める。
10	生活安全講話 人権講話	・薬物の恐ろしさを知る	・薬物乱用について学び防止する
11	人権公開LHR	・望ましい人権感覚の高揚 ・人権問題を考える機会	・人権意識啓発のための講話または映画 ・人権をテーマにしたLHRを外部に公開する。
12	第2回校内生活実態調査 (全学年) 第2回県いじめ調査 三者面談	・いじめの早期発見、迷惑行為の予防 ・実態の把握と対応状況の点検	・いじめ、迷惑調査 ・8～12月分について調査・報告 ・家庭生活の状況確認
1	第4回校内いじめ防止職員研修	・休暇明けの生徒の変化等の早期発見 ・生徒情報についての共有	・冬季休業明けの生徒情報交換会
2	第2回いじめ防止対策委員会 第3回校内生活実態調査 (1・2年)	・取り組みの報告と検証 ・いじめの早期発見、迷惑行為の予防	・いじめ防止の年間の取組の検証と課題 ・いじめ、迷惑調査
3	第3回県いじめ調査 第5回校内いじめ防止職員研修	・実態の把握と対応状況の点検 ・生徒情報についての共有	・1～3月分について調査・報告 ・今年度の反省と来年度に向けての方針

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

〔対応組織〕

いじめが疑われる事案の報告があった場合、速やかに「いじめ対応委員会」を開き、対応に当たる。

〔組織の構成員〕

校長・教頭・生徒指導部長・教育相談担当者・当該学年主任・当該HR担任・当該学年生徒指導担当・当該部活動顧問・その他関係職員

〔組織の運営〕

- ・いじめが疑われる場合に調査・対応を迅速かつ適切に行うこと(発生時の対応)を目的として、この委員会を組織する。
- ・委員長は校長が務め、主務は生徒指導部長が務める。

〔対応順序〕

- ①被害生徒・目撃者からの申し出。また、「生活実態調査」結果での判明。
- ②被害生徒・加害生徒からの事実関係の把握(複数の教員が当該生徒から個別に聞き取る)。
- ③委員会を開催し、いじめとして対処すべき事案か否かの判断(人権侵害に当たるかどうか)。
- ④いじめとして対処する事案と判断した場合には「いじめ対応委員会」の構成員に情報を報告し、組織的な対応につなげる
- ⑤判断材料が不足しているときはさらに追加調査。

- ⑥教育相談を中心とした被害生徒のケア(必要に応じて専門家によるケアを要請する)。
- ⑦加害生徒の指導(成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する)。
- ⑧被害生徒・加害生徒の保護者への説明(事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策)。
- ⑨県教委への連絡と経過説明(校長が責任を持って報告)。
- ⑩経過の観察(当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導)。
- ⑪報告書の作成(経過、背景、対応、結果等)

〔問題の解消〕

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

〔重大事態の定義〕

重大事態とは次のいずれかに該当する場合を言う。(いじめ防止法第二十八条)

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔対応組織〕

「いじめ対応委員会」に必要な応じて第三者を加える。第三者の派遣については県の施策「生徒指導スペシャリストサポート派遣事業」を活用する。また、メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

〔想定される対応順序〕

- ①いじめ対応委員会による重大事態に該当するとの判断。
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③当該生徒からの事実関係の把握に加えて周辺生徒からの事実関係の把握。
- ④地域担当生徒指導主事を經由し県教育委員会への報告。
- ⑤事実関係を把握するための生徒への聞き取り調査やアンケート調査によるさらに詳しい調査を実施する必要があるか、及び実施する場合はその主体が学校、県教委のいずれであるかの判断を県教委に仰ぐ。
- ⑥当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委(地域担当生徒指導主事を含む)と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシーおよび関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実面に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。(県教委から知事に報告する。)
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、生活実態調査、心理検査は大変重要な資料となる。したがって、生徒の個人調査データ、アンケートの質問票の原本等の一次資料(生活実態調査・心理検査等)、アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該生徒が卒業後5年間保存する。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年	4月	策定
平成27年	4月	一部改訂
平成28年	4月	一部改訂
平成29年	3月	一部改訂
平成29年	10月	一部改訂
平成30年	5月	一部改訂
令和元年	7月	一部改訂